

マッチング支援事業運営要領

この要領は、U I J ターン就業・創業移住支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施するマッチング支援事業の運営に当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 対象となる企業等の要件

マッチング支援事業の対象となる企業等（以下「対象企業等」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等とする。

- (1) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (2) 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。
- (3) みなし大企業（次のいずれかに該当する法人をいう。）ではないこと。ただし、(2)の括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ウ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- (4) 本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人等（医療法人、社会福祉法人、NPO法人及び事業協同組合並びに個人事業主及び法人格を持たない団体を含む。）であること。
- (5) 本店所在地が東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- (6) 雇用保険の適用事業主であること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
- (8) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (9) 県税の未納がないこと。

2 マッチングサイトに掲載する求人の要件

長野県（以下「県」という）が開設・運営するマッチングサイト「信州で働こう！長野県U I Jターン“移住支援金対象”求人特集」（以下「マッチングサイト」という。）に掲載する対象企業等の求人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する求人とする。

- (1) 雇用形態は、週20時間以上の無期雇用であること。
- (2) 勤務地は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）以外の地域であること。
- (3) 長期雇用を前提とする求人であること。

3 対象企業等の登録

(1) 手続

マッチングサイトに求人情報を掲載しようとする者は、あらかじめ、対象企業等としての登録を受けなければならない。

ア 登録の申請

対象企業等としての登録を受けようとする者は、マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録申請書（実施要領様式第5号）に、1に定める要件を満たすことを証する書類を添えて、県に申請しなければならない。

イ 登録

県は、アの申請をした者が1に定める要件を満たすと認めるときは、対象企業等の登録を行うものとする。

(2) 登録に係る条件

次に掲げる事項は、対象企業等の登録における条件とする。

ア 移住支援事業・マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、県又は市町村から求められた場合には、これに応じること。

イ 効果的な求人情報作成のため、県又は長野県プロフェッショナル人材戦略拠点が開催する求人情報作成支援セミナーへ積極的に参加すること。

ウ 県及び市町村の移住相談窓口等から、マッチングサイトに掲載した求人について問い合わせがあった場合には、これに応じること。

エ マッチングサイトに掲載した求人と同じ内容で公共職業安定所に求人申込をする場合には、求人申込書の備考欄に「県のマッチングサイトに掲載している移住支援金対象求人」である旨明示すること。

(3) 登録の取消し

県は、(1)アにより登録を受けた対象企業等（以下「登録企業等」という。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該登録企業等に何ら事前に通知及び催告をすることなく、その登録を取り消すことができる。

ア (1)アの申請書に虚偽の記載があった場合

イ 1に掲げる要件を満たさなくなった場合

ウ 重大な法令違反行為を行った場合

(4) 登録の変更

登録企業等は、その法人等の名称、法人等の代表者、本店、支店若しくは事業所の所在地、

又は資本金のいずれかに変更が生じたときは、マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録変更申請書（実施要領様式第6号）に、その変更を証する書類を添えて、県に申請しなければならない。

(5) 登録の抹消

登録企業等は、その登録の抹消を希望するときは、マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録抹消申請書（実施要領様式第7号）により、県に申請しなければならない。この場合において、県は、当該申請についてやむを得ないと認めるときは、その登録を抹消するものとする。

4 マッチングサイトへの掲載

- (1) 登録企業等は、マッチングサイトに求人情報を掲載しようとするときは、求人情報の外部提供用オープンデータ（以下「オープンデータ」という。）及び求人情報を作成するとともに、オープンデータにあつては県が指定する日までに県に提出し、求人情報にあつては作成した旨を県に連絡しなければならない。
- (2) 県は、(1)の提出又は連絡を受けたときは、その内容を確認するものとする。この場合において、その内容に不備がないと認めるときは、県が指定する事業者にオープンデータを提供するとともに、マッチングサイトに求人情報を掲載し、その旨登録企業等に連絡するものとする。
- (3) 求人情報の掲載期間は、掲載日から1年間とし、更新することができるものとする。
- (4) 求人情報の掲載、変更及び廃止等に係る手続、遵守事項その他の求人情報の管理に関する事項については、別に定める。

5 遵守事項

登録企業等は、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

(1) 採用者に対する事業の周知

マッチングサイトに掲載した求人に応募し採用が決まった移住者に対し、移住支援金の制度を周知するとともに、要件に該当する者には、就業後3か月経過後に居住先の市町村窓口において移住支援金の登録申請をするよう促すこと。

(2) 就業証明書の交付

居住先市町村における移住支援金の交付及び交付後の定住・就業継続の確認のため、就業者（移住支援金の交付の申請をしている者又はその交付を受けた者をいう。以下同じ。）から就業証明書の交付を求められた場合には、これに応じること。

(3) 県への報告

ア マッチングサイトに掲載した求人に応募した者の採用が決まった場合には、採用後1か月以内に、「採用通知書」（別紙様式第1号）により県に報告すること。

イ 移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、就業者が退職した場合には「退職通知書」（別紙様式第2号）により、その居住する市町村に変更があった場合には「転居通知書」（別紙様式第3号）により、事実発生後速やかに県に報告すること。

(4) 就業者に係る配慮

実施要領第5の1の(2)のイに定めるところにより、就業者は5年以内に転出又は辞職をした場合には移住支援金の返還義務を負うため、移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間は、その配属先について配慮すること。やむを得ず配属先を変更する場合においても、勤務地はなるべく東京圏以外の地域とすること。

(5) 働きやすい職場環境づくり

働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、次の表に掲げる県又は国の認証制度等による登録又は認証（認定）の取得について、積極的に取り組むこと。

実施主体	制度名	
県	社員の子育て応援宣言	登録制度
	職場いきいきアドバンスカンパニー認証	認証制度
	イクボス・温かボス宣言	登録制度
	信州福祉事業所認証・評価制度（「信州ふくにん」）	認証制度
国 （労働局）	くるみん認定・プラチナくるみん認定	認定制度
	ユースエール認定	

6 市町村との情報の共有

県は、5の(3)の規定により登録企業等から報告を受けたときは、その内容について、当該就業者の居住する市町村と共有するものとする。

7 市町村長による推薦

1(2)の括弧書きの規定により、市町村の長が、その所在する企業等を対象企業等として知事に推薦しようとするときは、対象企業等推薦書（実施要領様式第8号）を知事に提出するものとする。

8 補則

この要領に定めのあるもののほか、マッチング支援事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月5日から施行する。

この要領は、令和2年2月19日から施行する。

この要領は、令和2年7月28日から施行する。

この要領は、令和2年12月10日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。